

## 令和3年度の実績および令和4年度の推進状況について

## 1. 令和3年度の実績

## (1) 基本方針の策定状況

- ・対象農用地基準を満たす農用地を有する市町数 15市町 (善通寺市、宇多津町以外)
- ・基本方針を策定している市町数 13市町 (善通寺市、直島町、宇多津町、琴平町以外)

## (2) 交付金等について

## ①実施市町および協定数

- ・**制度実施は12市町** (基本方針を策定している13市町のうち、丸亀市以外)
- ・**集落協定数 390協定**
- ・交付単価別協定数 基礎単価：254 (65.1%)  
体制整備単価：136 (34.9%)
- ・**個別協定 1協定** (三豊市)

※個別協定は、集落ではなく個人(認定農業者等の担い手)が自作地や借り受け地を管理するもの。

●各市町別集落協定数

市町名	集落協定数			
	集落協定数計	うち基礎単価協定	うち体制整備単価協定	体制整備単価協定率
高松市	50	45	5	10.0%
丸亀市	0	0	0	
坂出市	7	7	0	0.0%
観音寺市	7	6	1	14.3%
さぬき市	29	18	11	37.9%
東かがわ市	66	23	43	65.2%
三豊市	102	91	11	10.8%
土庄町	4	3	1	25.0%
小豆島町	4	4	0	0.0%
三木町	7	5	2	28.6%
綾川町	61	28	33	54.1%
多度津町	1	0	1	100.0%
まんのう町	52	24	28	53.8%
県計	390	254	136	34.9%

## ②集落協定参加者数

- ・参加者数 5,498人(組織含む) うち農業者 5,395人
- ※集落協定は、多様な主体により構成され、農業法人や農業生産組織、非農業者も参加している。
- ・集落協定参加者のおよそ50%を70歳以上が占めており、65歳以上の高齢者はおよそ70%となっている。

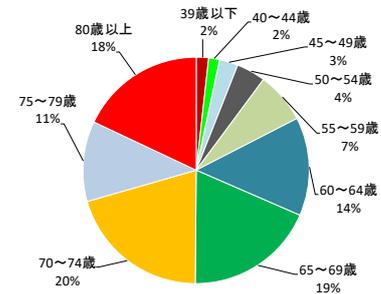


図 集落協定参加者の年齢構成

## ③交付対象面積

**2,471ha** (うち集落協定面積：2,469ha)

## ○交付単価別面積

- ・基礎単価 1,409.8ha (57.1%)
- ・体制整備単価 1,058.9ha (42.9%)
- ・加算措置 119.3ha

[参考] 農林水産省 耕地面積調査より  
香川県の耕地面積：29,300ha  
(田：24,400ha、畑：4,860ha)

●各市町別交付対象面積

市町名	集落協定締結面積 (単位:ha)									
	交付対象面積計	うち基礎単価面積	うち体制整備単価面積	体制整備単価協定面積率	加算措置面積	うち棚田地域振興活動加算	うち超急傾斜農地保全管理加算	うち集落協定広域化加算	うち集落機能強化加算	うち生産性向上加算
高松市	278.6	220.5	58.1	20.8%	12.5	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0
丸亀市	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
坂出市	30.9	30.9	0.0	0.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
観音寺市	50.4	39.0	11.4	22.5%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
さぬき市	145.4	82.2	63.3	43.5%	9.5	0.0	4.1	0.0	0.0	5.4
東かがわ市	444.4	133.7	310.7	69.9%	9.6	0.0	0.0	0.0	0.0	9.6
三豊市	677.1	585.7	91.5	13.5%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
土庄町	9.4	7.0	2.4	25.1%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
小豆島町	20.9	20.9	0.0	0.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
三木町	44.2	23.2	21.1	47.6%	25.8	13.9	4.7	0.0	0.0	7.2
綾川町	305.3	126.5	178.8	58.6%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
多度津町	6.1	0.0	6.1	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
まんのう町	455.8	140.1	315.7	69.3%	61.9	0.0	3.0	0.0	0.0	58.9
県計	2,468.7	1,409.8	1,058.9	42.9%	119.3	13.9	24.5	0.0	0.0	81.0

#### ④ 交付金額

3億5,655万円（うち集落協定3億5,648万円）

○ 交付単価別の交付金額比率

- ・ 基礎単価 50.1%
- ・ 体制整備単価 49.9%

【参考】 交付金額の内訳

国費：1億7,529万円  
 県費：9,063千円  
 市町費：9,063千円

● 各市町別交付金額

(単位：千円)

市町名	交付金額計	交付金額							
		うち基礎単価交付金額	うち体制整備単価交付金額	(参考) 加算単価交付金額	うち棚田地域振興活動加算	うち超急傾斜農地保全管理加算	うち集落協定広域化加算	うち集落機能強化加算	うち生産性向上加算
高松市	39,905	31,186	8,719	753	0	753	0	0	0
丸亀市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
坂出市	4,310	4,310	0	0	0	0	0	0	0
観音寺市	5,496	4,332	1,164	0	0	0	0	0	0
さぬき市	19,034	9,109	9,925	386	0	248	0	0	138
東かがわ市	48,624	13,170	35,454	287	0	0	0	0	287
三豊市	78,730	66,674	12,055	0	0	0	0	0	0
土庄町	1,381	1,110	271	0	0	0	0	0	0
小豆島町	2,122	2,122	0	0	0	0	0	0	0
三木町	10,156	3,893	6,263	1,842	1,390	285	0	0	167
綾川町	58,654	21,162	37,491	0	0	0	0	0	0
多度津町	963	0	963	0	0	0	0	0	0
まんのう町	87,104	21,424	65,680	1,949	0	183	0	0	1,766
県計	356,479	178,492	177,987	5,216	1,390	1,468	0	0	2,358

#### ⑤ 地目・勾配別の協定面積

- ・ 地目別では田が86%。
- ・ 傾斜・勾配別では急傾斜が71%。

● 地目・勾配別協定締結面積（集落協定）

区分	地目別		勾配等別	
	田	畑	急傾斜	緩傾斜
交付対象面積(ha)	2,114.8	353.9	1,751.1	717.5

#### ⑥ 地目・勾配別の交付金額

- ・ 地目別では田が92%。
- ・ 傾斜・勾配別では急傾斜が87%。

● 地目・勾配別交付金額（集落協定）

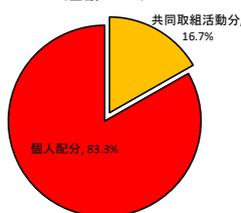
区分	地目別		勾配等別	
	田	畑	急傾斜	緩傾斜
交付金額(千円)	326,517	29,962	308,839	47,639

### (3) 集落協定の取組状況

#### ① 交付金の使途

- 交付金（3億5,648万円）のうち、
  - ・ 共同取組活動 16.7%
  - ・ 個人配分 83.3%

R3年度交付金の配分  
(金額ベース)



【参考】

- 1協定あたりの参加者数 14.1人
- 1協定あたりの交付面積 6.3ha
- 1協定あたりの交付金額 91.4万円
- 参加者1人あたり交付金額 6.5万円

○ 協定による交付金の使途

- ・ 役員報酬 185  
(共同取組活動協定(227)の81.4%)
- ・ 道・水路管理 164 (同72.2%)
- ・ 農地管理 65 (同28.6%)
- ・ 鳥獣被害防止対策 42 (同18.5%)

協定に位置づけられている交付金の使途  
(単年度分、集落数)

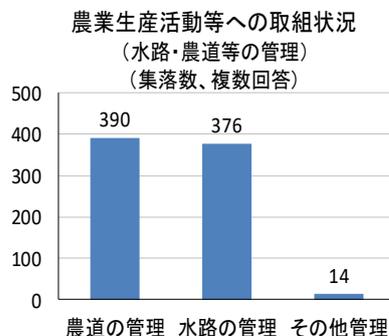
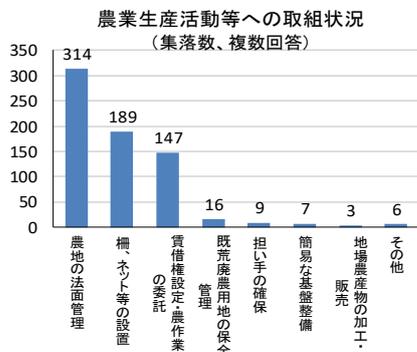


## ②農業生産活動等の実施

○耕作放棄の防止等の活動への取組

- ・「農地の法面管理」 314 (全協定の 80.5%)
- ・「柵・ネット等の設置」 189(48.5%)
- ・「賃借権設定・農作業の委託」 147(37.7%)の順

○ほぼ全ての集落が、「農道の管理」、「水路の管理」に取り組んでいる。

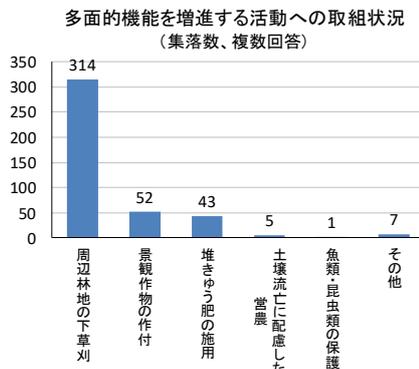


## ③多面的機能を増進する活動への取組

○多面的機能を増進する活動

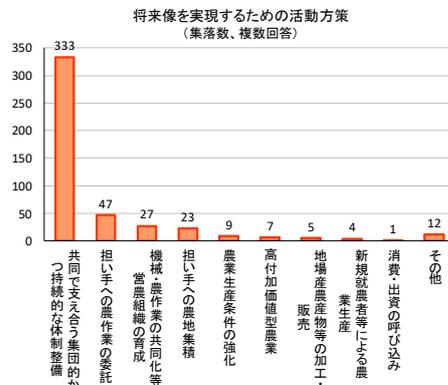
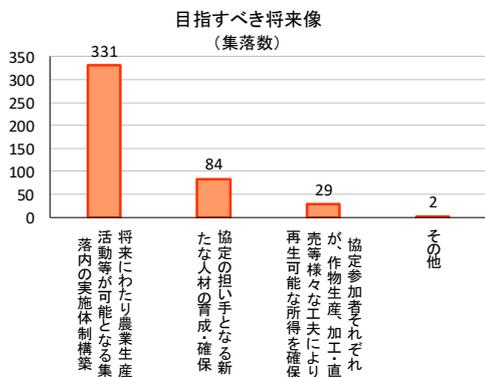
- ・「周辺林地の下草刈」 314(全協定の 80.5%)
- ・「景観作物の作付」 52(13.3%)
- ・「堆きゅう肥の施用」 43(11.0%)

の順



## ④集落マスタープランの内容

- ・集落の目指すべき将来像は、「将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築」が 331(全協定の 84.9%) で最多
- ・将来像を実現するための活動方策は、「共同で支え合う集団的かつ持続的な体制整備」が 333(85.4%) で最多

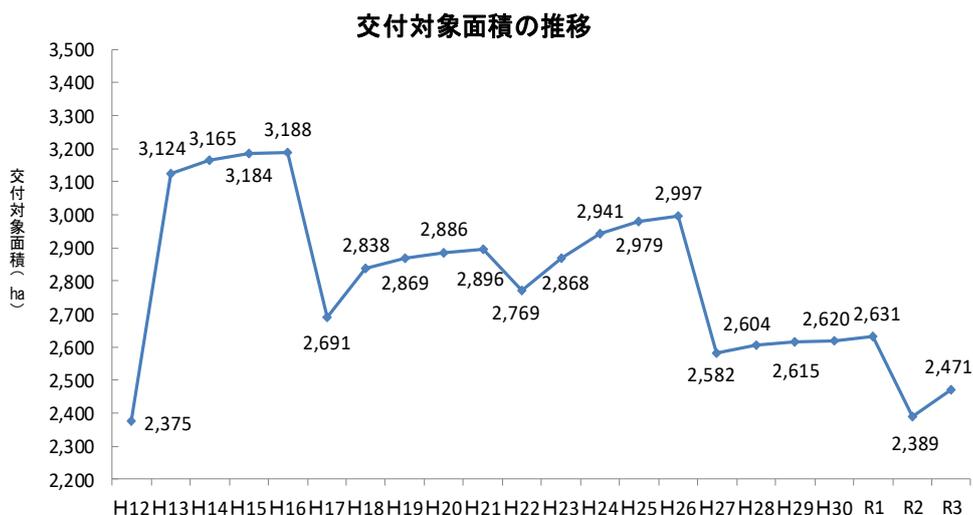


## ⑤体制整備単価協定における活動内容

136 協定 (全協定の 34.9%) が体制整備単価 (集落戦略の作成) に取り組んでいる。

#### (4) 参考

対策の切り替わり年には面積が減少し、対策2年目以降、徐々に増加する傾向。



## 2. 令和4年度の推進状況

### (1) 基本的な推進方向

説明会やリーフレット配布による制度の周知を行い、新規取組集落の掘り起こし、集落協定活動の活性化、協定締結面積の拡大を図っている。

### (2) 具体的な推進状況

#### ① 研修会や説明会等の機会を活用した制度周知、活動の活性化

- ・令和3年度に作成した制度周知用リーフレットを、農業者が集まる会議等の機会を活用して農業者に配布。
- ・令和4年11月8日に丸亀市綾歌総合文化会館アイレックスにて中山間地域活性化研修会（県域）を開催し、制度の留意事項を周知するとともに、地域活性化を専門とする外部講師（弘前大学大学院地域社会研究科 教授 平井太郎氏）を招き、農村集落における合意形成に向けた話し合い手法や担い手確保の手法等について研修を行った。

#### ② 中山間地域等人材緊急確保事業（県単事業）の活用

中山間地域において後継者不足、高齢化が課題となっている中、集落協定における農業後継者等の確保につなげる活動に係る経費に対して補助を行い、支援している。

### (3) 令和4年度の協定数および交付対象面積（見込み）

- ① 協定数 399 協定（令和3年度から8協定の増加）
- ② 交付対象面積 2,521ha（令和3年度から50haの増加）